

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第3回所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和8年1月9日(金) 午後2時00分 から 午後4時00分まで
開 催 場 所	所沢市役所3階
出席者の氏名	千草孝雄(会長)、近藤宏一(職務代理)、田口義明、長田悦子、落合典子、菅谷祐子、畠中智美、
欠席者の氏名	藤本浩志
説明者の職・氏名	<諮問第97号> 資産税課長 齊藤 邦彦 資産税課主査 石川 英里 資産税課主任 澤畑 亮太 資産税課主任 大月 将也 資産税課主任 板橋 慶 資産税課主任 小峯 泰成 <諮問第98号> 収税課長 近藤 敦志 収税課主幹 青木 健太郎 収税課主査 岩佐 正樹 収税課主査 奥富 こず恵
議 題	(1) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全 項目評価書の第三者点検について【資産税課】(諮問第 97 号) (2) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全 項目評価書の第三者点検について【収税課】(諮問第 98 号) (3) その他
会 議 資 料	資料No.1 諮問書及び添付資料(諮問第 97 号) 資料No.2 諮問書及び添付資料(諮問第 98 号) 資料No.3 その他
担 当 部 課 名	市民部市民相談課長 守谷 秀明 市民部市民相談課市政情報センター所長 田中 栄治 市民部市民相談課主事 清水 悠太 電 話 04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
守 谷 課 長	・会議の開会を宣言 ・委員8名のうち過半数である 7 名が出席していることから、会議が成立していることを確認
千 草 会 長	(挨拶)
守 谷 課 長	・事務局職員を紹介
議 長	(これより、審議会条例第7条第1項に基づき、千草会長が進行する。) ・配布資料の確認(事務局が資料の確認を行った。) ・傍聴者の確認(傍聴者なし。)
	議事(1) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検について【資産税課】(諮問第 97 号)
議 長	では、本日の議事に入ります。審議内容について事務局から説明してください。
田 中 所 長	それでは、資料 No.1の概要シートをご覧ください。 今回の諮問は、マイナンバー制度における特定個人情報保護評価書の第三者点検にかかるものです。事務の名称は、「固定資産税賦課事務」で、所管課は、資産税課となります。 特定個人情報保護評価書の第三者点検についてですが、まず、マイナンバーを含む個人情報のことを「特定個人情報」と言います。そして、特定個人情報ファイルを保有する実施機関が、特定個人情報の漏えい等が発生させるリスクの分析、リスク軽減の適切な措置等について記載して宣言する評価書のことを「特定個人情報保護評価書」と言い、概ねファイルの対象人数が30万人以上の場合は、「基礎項目評価」に加え「全項目評価」を実施するものです。 所沢市では、全項目評価書は、評価書の公表前にあらかじめ情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を受けなければならないとされております。第三者点検に先立ち、住民からの意見聴取(パブリックコメント)も実施しております。 次に、保護評価のランクアップについて説明いたします。特定個人情報ファイルを保有する機関において、特定個人情報に関する重大事案であるマイナンバーの不正利用等が発生した場合は、当該機関における一部事務を対象として保護評価の区分の引上げ(ランクアップ)が行われます。 昨年7月に公表されました、当市の職員が14名の親族の個人番号を不正に取得し、所得状況等を調べ、扶養している事実がないにもかかわらず、職員

	自身及び配偶者の市・県民税の扶養控除の修正申告を行い、不正に利得を得た事案が発生しました。 この事案に伴う保護評価の引上げにより、事案前の評価が「重点項目」の評価書は「全項目評価」に引き上げられ、評価の再実施を行わなければならないため、今回の第三者点検に至ったものです。 補足いたしますが、評価書には、基礎項目、重点項目、全項目の3つの区分があります。重点項目につきましては、対象人数が10万人から30万人までとなりますが、不正事案があったことによって重点項目から全項目に引き上げられることになります。 評価書をご審議いただく際のポイントとしましては、評価書の内容をまとめた概要シートに記載しておりますが、どのような制度なのか、どのような情報を取扱うのか、そして情報の連携、委託、リスク対策がどのように行われるかということになるかと存じます。 説明は以上です。
議 長	審議すべき事項の概要については、事務局の説明のとおりです。 それでは、実施機関の職員を入室させてください。
資 産 税 課 職 員	(入室、挨拶及び自己紹介)
議 長	この度の案件は、社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検を行うものです。 それでは、実施機関は評価書の説明をお願いします。
資産税課長	本日は、固定資産税課税事務に関する特定個人情報保護評価書の第三者点検のため、審議会を開催いただき誠にありがとうございます。 事前にお配りいたしました評価書素案でございますが、昨年9月頃から見直し、令和7年11月20日から12月19日までの期間にパブリックコメントの手続きを行いました。なお、意見の提出はございませんでした。 資料No.1、諮問第97号概要シートの制度・事業の概要をご覧ください。 固定資産税については、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で所沢市に資産があり、課税になったものに対して、賦課を行っているものでございます。 個人番号については、賦課すべき資産の所有者等の個人特定に利用しており、適正な課税事務の執行を図っています。 この度、当市の職員が親族の個人番号(マイナンバー)等を不正に取得した疑いで逮捕された事案が、特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の漏えい等に関する報告等に関する規則第2条第2号(不正利用等)における重大事故に該当し、保護評価の区分が引き上げられること(ランクアップ)な

	どの評価の修正・再実施が義務付けられていることから、当課で実施しております固定資産税賦課事務(重点項目評価書)についての評価の再実施を行うものです。 特定個人情報ファイルで取り扱う情報につきましては、概要シート2段目に記載してあります、個人番号、それから4情報と言われております氏名、住所、性別、生年月日、その他地方税関係情報等でございます。 次に、情報連携の概要につきましては、税系システムから庁内にあります統合宛名システムを通じて、中間サーバーに連携対象の特定個人情報の副本を登録しています。情報連携に当たっては、統合宛名システムを使用し、情報提供ネットワークシステムを通じて、相手方機関の照会に応じて自動で情報提供をしております。 次に、特定個人情報ファイルの取り扱いの委託につきましては、委託先の事業者名と委託内容につきましては、記載のとおりでございます。 次に、主なリスク対策としましては、物理的対策として、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスを利用し、サーバー等の環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っています。 人的対策といたしましては、定期的な内部監査を行うとともに、情報セキュリティ研修を実施しております。また情報漏えい事件に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上や個人情報の適正な使用に関する啓発を図っております。 技術的対策といたしましては、システムを利用できる職員を特定しまして、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴を記録することによって不正利用を抑制しております。 今後も本評価書に基づき、リスク対策を行い、固定資産課税事務の適正な執行を心がけてまいります。以上でございます。
議 長	それでは質疑応答に移ります。委員の皆様から、質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。
田 口 委 員	私の方からは4点ほど質問をさせていただきます。 全項目評価書の本体の資料に則してお聞きします。第1点は委託と再委託についてです。 資料9ページの固定資産税システムのソフトウェアの保守委託ということで、保守の業務をAcrocityソリューションズという事業者に委託して、この会社から更に再委託すると記載されています。そこで現在どのような業務が再委託されているのか。また再委託については、この資料にあるように、「原則禁止しているが、例外的に、その妥当性を確認した上で許諾する」とあるが、この確認は

	どのように行っているのか。 それから、委託・再委託という形で特定個人情報を取り扱う事業者が拡大すれば、おのずと漏えい等のリスクも高まっていくということで、再委託は原則禁止となっていると思いますが、この原則の趣旨が軽視されることのないように、実効性のある形でチェックを行う必要があると思いますが、その点はどうなっているのか。 第2点は特定個人情報の保管や消去についてです。 資料11ページの③消去方法の箇所、固定資産税システムの他に、中間サーバー・プラットフォームでありますとか、eLTAX のシステムなどにおいても、保管期間が過ぎたり、機器更新、ディスク交換などが行われたりする際には、物理的破壊により完全に消去すると記載されていますが、この物理的破壊を行う際には職員が立ち会うなどして確認されているのかどうか。また、その際、物理的破壊を行ったはずのものが、何らかの形で流出してしまうようなことを防ぐ措置は取られているのかどうかです。 第3点は、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策です。資料20ページのリスク4、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについてです。この不正複製のリスクに関する「リスクに対する措置の内容」の②で、委託先における無許可のデータ複製を契約上禁止していると書いてありますが、委託先が無許可で、データの複製を事実上してしまうことを防ぐ措置は取られているのかどうか。また、22 ページでは、不正又は不適切な提供・移転を防ぐため、記録を十分に監視することが記載されているわけですが、このログの監視に関しては、どの程度の頻度でどのように実施しているのかを教えてください。 それから最後に、資料 23 ページの情報提供ネットワークシステムとの接続に関連してですが、リスク2とリスク3では「中間サーバー・ソフトウェアにおける措置」として、「内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用し」云々とありますが、次のページのリスク5では、「総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用し」と書かれています。これはどのように違うものなのでしょうか。 以上の4点です。
資産税課長	1 点目の現在どのような業務が再委託されているかということでございますが、税系システムソフトウェア保守業務委託において再委託されている業務内容は、税系システムの保守におけるインフラ、ミドルウェアの保守作業や、システム技術者による作業支援が再委託となっております。再委託の確認をどのように行っているのかについては、承認申請書の提出をいただいて、内容を精査して承諾しております。

	また承認申請書と共に、当市のシステムを利用する技術者選任届と誓約書を提出いただいております。なお税系システムの保守ですが、毎月定例会を実施しており、毎月の業務報告とともに個人情報の取り扱い状況についても確認を行っているところです。 また、個人情報の取扱い状況に関する報告書といたしましては、チェックシートと作業日、作業者、作業内容を一覧にした管理表を提出いただきまして、確認しているところです。 もう一つ、資料 9 ページの実効性のある形のチェックが行われているかということで再委託によるリスクに関してのご質問ですが、再委託によって漏えいのリスクも高まることは承知しておりますので、そちらの方は委託業者と共に情報共有いたしまして、再委託の必要性を精査した上で承認して、作業内容の報告についても引き続き確認していきたいと考えております。 続きまして、資料 11 ページ③の消去方法ですが、まず、物理的破壊を行う際に職員が立ち会うなどして確認しているのかというご質問ですが、物理的破壊については委託等を行っておりませんので、市の職員が 2 名以上の確認のもと、ハードディスクデータの抹消ソフトを使用して、その後、破壊機を用いて破壊しております。また物理的破壊を行ったはずのものが流出してしまうようなことを防止する措置が取られているのかにつきましては、先ほど申し上げましたように、データ流出を防ぐために事務室内に他の職員が見える場所において、2 名以上によって作業を行うことによって防止策としているところでございます。 次に、資料 20 ページのリスク4について、委託先において無許可でデータ複製してしまうことを防ぐような措置がとられているかというご質問ですが、委託先につきましては、まず個人情報を適切に管理していると評価された事業者が使用できるプライバシーマークの取得を確認しており、また許可なくデータを複製することを防ぐ措置が講じられていることを確認しております。 次に、ログの監視をどの程度の人数でどのように実施しているのかというご質問ですが、固定資産の所有者を特定するに当たり、4 情報を用いての住基ネットを使用しておりますが、システムを管理する所管が市民課でございます。現在、資産税課の方で直接ログの確認等はしておりません。今回の事件を受けまして、ログの確認を定期的に行う対策が強化されると伺っております。また資産税課におきましても、所属長である私になりますがシステム利用の事前承認及び事後の検索対象との整合性を確認するようにしております。ログの確認頻度については、市民課において毎月行っていると伺っております。 最後に 23 ページ以降の情報提供ネットワークシステムの接続のところにあります内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワーク使用とある部分と、
--	--

	24 ページのリスク5の箇所の総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステム使用とある点の両者の違いというところですが、こちらの方は大変申し訳ございません。両者全く同一の人物を示しておりますので、正しくは両方とも内閣総理大臣となっております。こちらは誤っておりましたので修正させていただきます。以上です。
田 口 委 員	確認させていただきます。 再委託については、特定の保守作業や作業支援などということですが、再委託については十分チェックを行った上で行っているということですね。ここでお聞きしたかったのは、実効性のある形で、そういった一つ一つのチェックがきちんとなされているかどうかです。市民の立場からすると、そこがしっかりとやられていることの確認をさせていただきたかったということです。 先ほど課長にご説明いただいたように、この誓約書を取るとか申請書を精査するとか、一つ一つのことをきちんとしていますということですが、これは一般論として、ややもすると形骸化してきます。形だけチェックをしたことになって進んでしまうということが現実には起こりやすい、その一端がマスコミで報道される事件などでしばしば出ているということだと思います。で、そういう出ているところでも、チェック体制などは一応形としてはあり、措置も取られていた、しかしそれをくぐり抜けるような形で、実際には形骸化して見落とされてしまって大きな事案、漏えい事案等が起こってしまう。それが実態だと思いますので、その一つ一つのチェックの仕組みについて、私共から特に申し上げにくいところですが、そういう仕組みがきちんと実効性を持って行われるようお願いをしたい。その辺のこれからの方針のようなものがもしあれば、課長から一言加えていただければと思います。
議 長	追加的に説明することがありますか。
資産税課長	ご意見ありがとうございます。形骸化という点につきましては、今の段階では我々の方、ご指摘いただいたとおりの内容でこれから先も十分にやっていくつもりだというお話になってくるのですが、ただ、実際に前例としてそういうお話もあることを考えますと、何らかの監査という形になるのか、あるいは一度何らかの見直しをどこかで図るとか、定期的にそういったところを今後検討していきながら、実効性がある方法がどういうものかというところは、我々もデジタル戦略の所管課でございますので、そういった課とも協議しながら、水準を維持できるような方向は今後探っていきたいと考えております。
田 口 委 員	ある意味で永遠の課題かもしれませんが、引続きしっかりとやっていただければと思います。 それから、2 番目のディスク等の保管・消去については、その物理的破壊をしたことになっているが、実際には情報が流れてしまうというのはよく聞く話で

	すが、先ほどのような説明ですと、物理的破壊については委託、再委託等に任せておらず、市の職員により直接行っているということであれば、ある程度安心できるかと思います。この大量の情報が保存されたディスクが一括して廃棄業者などに渡されて廃棄した形になって、それが流通するというのはしばしば、新聞等でも見聞きする話ですので、その辺はぜひ厳格に行っていただきたいと思います。 それから3番目の、委託先が契約上は、無許可のデータ複製はやらない形になっているが、実際にはこっそり複製をしてそれが流出するということをししばしば見聞きすることもあります。そこはどう防ぐのかと言われると確かに難しい話で、四六時中見張ってるわけにはいきませんので、それを契約書にも1条明記をする、しかも誓約書も出してもらおうとかですね、そういう形で担保を取っているのだと思いますが、その辺もぜひ形骸化することのないように、しっかりと実施していただければと思います。 最終的にはログの監視というところになっていくんだと思います。そこは先ほどの説明ですと、資産税課が直接やるわけではなくて、市民課が、毎月他の課の関係も含めて、チェックしているとのことですが、何らかの不正があった場合に事後的にどこで不正があったかを、関連のログを調べることによって、分かるのでしょうか、そうしたことに気付かずに問題のあるログが見落とされたまま、進んでいってしまうということもあるわけですので、ログの監視は最後の砦かもしれません。各業務の原課でのチェックと横断的な市民課のようなところでのチェックが相まって、間違いのないようにしていただきたいと思います。 最後の4はミスプリだということが分かりましたので、結構です。
議長	何か追加的に説明することはありますか。
資産税課長	先ほどお話がありました件について、特にログの関係については市民課が所管しておりますが、現段階では先ほどお答えいたしましたように、所属長がシステム利用の事前承認と事後の検索対象者リストの整合性のチェックを行っております。ただし、委員がおっしゃっていただいたログの確認が最後の砦という話もございますし、この対策だけで果たしてどうなのかなということを率直に感じたところでございますので、もう少し、セキュリティの強化について検討してまいりたいと思います。
田口委員	全体を通じて、実効性のある形で進めていただきたいと思います。
長田委員	事件のことは本当に知らなくて、これがなかったら公表しないわけだから、ここで審議されることもなかったということなのですか。
石川主査	全項目評価は第三者の点検を受けて公表するということになっておりますので、こういったご審議いただいておりますが、重点項目につきましては、若干こち

	らより簡易な形で公表という形になっております。ただ、これにつきましては個人情報保護委員会の方に提出させていただいて、全国どの方も見れるような形でネット上で公表されているものをご覧いただくことができますので、そういったところで何か不備等あればご指摘等が来るかと思います。
田 口 委 員	全項目評価であれば、こういう第三者の場でのチェックが行われるというようにチェックの仕組みが多くなっている。報告された事件が起これなければ、重点項目評価だけでよくて、こういう審議会で第三者チェックをする機会もなかったけれども、今のご説明ですと、内部で重点項目なりの評価を行い、それが最終的に国の個人情報保護委員会に提出され、ネット上で公開される仕組みにはなっています。ただ、極めて関心のある人がそういうのを見つけてチェックするということは不可能ではないけれども、1700 以上ある自治体の大量の情報を一つ一つ見ることによるチェックというのは、監視の効果としては非常に乏しいのではないかと思います。
長 田 委 員	もうこれほどの情報が既に入手できる形にもなっているわけですから、ただ気をつけてくださいという感覚で聞いていたのですけど、司法書士として、仕事柄資産税課の扱っている書類を見るケースが多いですね。本当に驚くほどの情報量のものが来るんですね。所沢市だけでなく全国からだものすごい情報量の多さに驚いて、ここまで必要かなという情報まで出ていて、だから、扱っている係の方の意識ってものすごく求められていると日々思います。多分仕事でやられると意識が薄くなってしまうのではないかなと怖くなることもあるんですけど、それはいかがでしょうか？これだけの情報が操作すれば簡単に出てくるわけじゃないですか。
石 川 主 査	例えば司法書士の目に触れるような書類であれば、証明書という形で発行するものをお渡しすることがほとんどだと思うのですが、こちらにつきましては、全国どこの課も同じ方法で出力しているということではなく、所沢市のやり方としては申請書を預かって出力する者がおります。出力したものをそのまま発行するのではなく、同じような確認をもう一度別の職員が行うことによって、出しても間違いがない情報であるということを確認するという形で、そういった情報が不用意に漏れてしまうことを防ぐ対策はとっております。
長 田 委 員	今、多分前提は、価格の証明をお願いしたケースを考えられていると思うのですけど、私が言ったのは、今の相続登記が義務化されて結局、所有者不明の土地の関係で固定資産税の何年間か納付されてない人ということで、相続人を探して、全部の所属に対してこれからどなたが納付されるんですかという書類がかなり全国から来るんです。その中の情報量がものすごく多いんですよ。単なる固定資産税の評価ではなくて相続人調査から、さっき市民課とおっしゃったので、多分そこから戸籍が全部入手されて、そこまで広げた形で、さっ

	きのお話ですと1人ではなくて必ずもう1人の方も2人体制でチェックはされているということですね。
石川主査	相続人の公用請求をするにあたっての課長の許可を得て、公用請求という形、市長名で依頼をするという形をとっておりますし、そういったことに対して今回の事件の中で、不正にそういった扱いをした上で取得したものもございましたけれども基本的には、それは本当によほどの悪意というか、くぐり抜けるところでやってしまったものではあるんですけども、基本的にはそういった公用の請求のための承認が必要であったり、市長の公印を使うための請求が必要であったり、そういったところの承認をいくつか踏まえて依頼しておりますし、取得した情報についても、それを確認するのは、地方税法で認められている業務の中で、認められた職員の範囲で使用して取り扱っておりますので、一応抑止効果的なものは承認を得るところで取り扱うことという取り決めの中で、職員の厳密なリスクに対する意識の向上とかそういったことについても相互に啓発しながらやっているという形になります。
近藤委員	今回重点評価から全項目評価に上げられて、評価項目としても多くなったのかなと思っているのですが、今回の事件があつて、市職員が意図的に色んな情報を取ってしまったという中で、今回の事件を踏まえて、こういうところを変えましたという箇所は、どれくらいあるのでしょうか。
石川主査	評価書の中で細かく書かれている点はございませんが、基本的には先ほど課長から説明させていただいたログの確認につきましては、今までは職員が事前承認という形ではなく、市民課で使用者を確認しながらログインするといった形をとっており、その部分については確認が足りないということで、課長が事前に承認した者が操作し、操作後の検索した情報についてリスト化し、事前承認と事後のリストと突き合わせを行うということを、所属長と市民課がそのリスト、事後承諾を得た事後検索後の状態とログとの突き合わせを行うことによって、どこかで情報を不正に取得したことがないようにチェック体制をとるという形で強化しています。
近藤委員	それは今回の全項目評価書には載せてはいないが、載せようと思えば載せられるものですか。
石川主査	住民基本台帳ネットワークの利用は、行っておりますけれども、それがそこから情報を得るところは賦課の流れの中に入っている形ではありますが、その操作状況についてもリスク対策そういったことは評価で入っていないので、ちよつとここには明確には入ってきていないかと思いますが、そういった対策も含めてここで申し上げている、その対策の評価というか、現実には不正利用を阻止していくことへの意識を高めるような研修であったり、情報共有は行っています。

議 長	いかがでしょうか。ほかにありますか。
畠 中 委 員	今回この評価書を確認するに当たり、多分テンプレートが決められていて、個人情報保護委員会が実施されているテンプレートに沿って評価書を作るものなのか、全国的に統一されたものなのですか。
石 川 主 査	システムであるとか、それぞれ使用されているところでの必要なリスク対策であるとか、そういったものを載せていると思います。
畠 中 委 員	評価全体を見た中で感じたことがあって、答える項目がイエスカノーかだとか、極端に言えばABCのようなランク付けになっているかと思うのです。その中で感じたのが、「十分である」しかない、「特に力を入れている」というものを選ばれている項目が一つもなかったことに対して、その「十分である」ものと「特に力を入れている」もののさじ加減が分からないので、ちょっと興味があって他市の状況も調べてみたところ、県内ですとさいたま市が同じものを提出されて公表もされておりまして、そこにはちゃんと所々に「特に力を入れている」というものがあつたので、所沢市は特に力を入れたところというのはなかったのですか。
石 川 主 査	全項目評価を行うのが今回が初めてでして、確認を行っていく中で、「特に力を入れている」というふうに言いたいところではありますけれども、果たしてそこまで力が入れているかどうかについては、訴えられるだけの力がないものですから、必要の十分なだけの措置を行っているという形で、評価させていただきました。
田 中 所 長	一点補足ですが、今回作成した全項目評価書でございまして、元々この事務については、基礎項目評価というものを併せて提出することになります。今回の点検対象外であります。基礎項目評価のところ、「特に力を入れていることは何ですか」ということで質問がありますので、そこに関して、各担当課で評価を行っております。実際に評価を個人情報保護委員会に提出するのはこちらの市政情報センターでございまして、市政情報センターでは、基礎項目と全項目を合わせて、一度に個人情報保護委員会に提出・公表しております。その際に基礎項目評価で特に力を入れている事項についても、確認させていただいております。
議 長	よろしいでしょうか。外に質問やご意見がある方いらっしゃいますか。
委 員	なし
議 長	それでは審議の結果、評価書の内容を認めるとした答申を出すということでよろしいでしょうか。 答申書の作成については事務局に案を作成していただいて、各委員にて確認を行うこととしますが、事務局はそれでよろしいでしょうか。
田 中 所 長	分かりました。
議 長	5 分間の休憩をとります。実施機関の職員は退席してください。 なお、答申の内容は、来週、事務局よりお伝えします。
	休憩

議 長	それでは再開いたします。事務局は答申の案を読み上げてください。
田 中 所 長	諮問第 97 号答申、本件諮問の対象は、保護評価の区分の引上げに伴う固定資産税賦課事務に係る特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の所沢市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検となります。 全項目評価書については、市民の特定個人情報保護の観点から、包括的かつ適切に評価がなされており、リスク対策の内容についても、物理的、人的、技術的の各側面から必要な対策が講じられていることから、概ね問題ありません。 ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、記載内容が十分に遵守されるように、折に触れて認識を高める取組みを継続的に実施することにより、ログの確認など、リスク対策の徹底及び不正利用の防止に万全を期すよう求めます。 併せて、委託先や再委託先などに対し、保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先や再委託先における個人情報の取扱いを把握するよう求めます。以上です。
会 長	委員の皆さんはよろしいですか。
田 口 委 員	「記載内容が十分に遵守されるように」という箇所については、単に守るということではなく、やるべきことをきちっとやるという、履行の確保が一番大事なのではないのでしょうか。
守 谷 課 長	遵守及び履行と入れますか。
田 口 委 員	遵守及び確実な履行とか
田 中 所 長	このただし書きのところ少し読み上げますと、「ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、記載内容が十分に遵守及び確実に履行されるように…」でしょうか。
田 口 委 員	遵守され、確実に履行されるように
田 中 所 長	「ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、記載内容が十分に遵守され、確実に履行されるように、」でよろしいでしょうか。「折に触れて認識を高める取組みを継続的に実施することにより、ログの確認などリスク対策の…」ではいかがでしょうか。
田 口 委 員	「確実に履行されることを求めます。」と、ストレートに言い切ってしまったほうがよいのでは。
田 中 所 長	今読み上げたところのただし書きの部分からの確認ですが、「これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、記載内容が十分に遵守され、確実に履行されることを求めます。」といたしますか。
田 口 委 員	ログの確認が消えてしまうので、「ログの監視などを含め、記載内容が十分に遵守され、確実に履行されることを求めます。特にログの監視などリスク対策

	の徹底及び不正利用の防止に万全を期すよう求めます。」などではいかがですか。
議 長	最終的な文言でよろしいですか。
田 中 所 長	「折に触れて認識を高める取組みを継続的に実施することにより、」は削除させていただきます。
守 谷 課 長	その後に、「特に、ログの監視などリスク対策の徹底及び不正利用の防止に万全を期すようを求めます。」ですね。
議 長	今の案でよろしいでしょうか。異論ありますか。
委 員	なし
田 中 所 長	確定いたしましたら、皆さんに最終版を送付いたします。
	議事(2) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検について【収税課】(諮問第 98 号)
議 長	続きまして議事に移ります。 まず、審議内容について事務局から概要を説明してください。
田 中 所 長	それでは、資料 No.2 の概要シートをご覧ください。 この諮問も、マイナンバー制度における特定個人情報保護評価書の第三者点検にかかるものです。事務の名称は、「税収納・滞納整理事務」で、所管課は、収税課でございます。 特定個人情報の説明、第三者点検の概要及び評価書のランクアップにつきましては、先ほどの議事において説明しましたので、説明を省略させていただきます。 評価書をご審議いただく際のポイントとしましては、概要シートに記載しておりますが、どのような制度なのか、どのような情報を取り扱うのか、そして情報の連携、委託、リスク対策などがどのように行われるかということになるかと思います。以上です。
議 長	審議すべき事項の概要については、事務局の説明のとおりです。 それでは、実施機関の職員を入室させてください。
収 税 課 職 員	(入室、挨拶及び自己紹介)
議 長	この度の案件は、社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検を行うものです。 それでは、実施機関は評価書の説明をお願いします。
収 税 課 長	本日は、税収納・滞納整理事務に関する特定個人情報保護評価書、第三者点検のため、審議会を開催いただき、誠にありがとうございます。 本日ご審議いただきます税収納・滞納整理事務の評価書ですが、令和7年

	11月20日から12月19日までの期間、パブリックコメントを行いました。このパブリックコメントを行ったところ、意見の提出はございませんでした。 資料No.2、諮問第98号概要シート1段目、制度・事業の概要をご覧ください。 収税課で所管しております税収納・滞納整理事務は、地方税法に基づき市税の徴収及び滞納の整理に関する事務を行っております。 個人番号については、地方税の徴収及び滞納処分を行う際、各個人の収納状況並びに調査結果を正確に把握する必要があるために利用をしており、適正な事務の執行を図っているところでございます。 ご承知の通り、この度、当市の職員が親族の個人番号等を不正に取得した疑いで逮捕された事案が、特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第2条第2号における重大事案に該当しまして、保護評価の部分が引き上げられ、評価の再実施が義務付けられています。これによりまして、当課で実施する税収納・滞納整理事務につきましても、重点項目から全項目評価に引き上げられ、評価の再実施を行うものです。 次に取り扱う特定個人情報ファイルにつきまして、概要シート2段目でございます。2番目に記載の個人番号、それから4情報その他地方税関係情報でございます。 次に3番目の情報連携の概要につきましては、税系システムから庁内にあります統合宛名システムを通じて、中間サーバーに連携対象の特定個人情報の副本を登録しております。情報連携にあたりましては、統合宛名システムを使用し、情報提供ネットワークを通じて、相手方機関の照会に応じて自動で情報提供をしております。 4段目の特定個人情報ファイルの取り扱いの委託概要につきましては、税系システムの運用保守業務を Acrocityソリューションズ株式会社に委託をしております。 次に主なセキュリティ対策といたしまして、物理的対策として政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録をされたクラウドサービスを使用し、サーバー等の環境には、登録・承認された者のみがアクセスできるような入退室管理を行っております。 人的対策といたしましては、定期的な内部監査、情報セキュリティ研修を行っております。また、情報漏えい事件に関する情報を職員に共有し、個人情報保護に対する意識の向上を図っているところでございます。 技術的対策といたしましては、システムを利用できる職員を限定いたしまして、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴はログを記録することによって不正利用を防止しております。 今後も本評価書に基づき、リスク対策を行い、税収納・滞納整理事務の適
--	--

	正な執行を徹底してまいります。
議 長	それでは質疑応答に移ります。委員の皆様から質問やご意見のある方は挙手を願います。
田 口 委 員	まず一点は今回の資料の8ページ委託についてです。委託先はAcrocityソリューションズで、さらに再委託があり得るということですが、これは前半で議論した資産税課も、Acrocityソリューションズに委託してそこから再委託するという形ですが、収税課もその一部ということでしょうか。それとも、収税課は別個の契約としてAcrocityに委託して、さらにそこから再委託するということがあり得るのか、契約形式を教えてください。
収 税 課 長	まず税系システムソフトウェアの保守委託ですが、一括して収税課において契約をしております。2点目の再委託ですが、収税課に関する業務におきまして再委託はございません。
田 口 委 員	税系システムソフトウェアの保守で一括して契約している委託の一部に収税課分もあるということですか。
収 税 課 長	そうです。一括している中の一部分が収税課の業務ということになります。
田 口 委 員	前半の審議でも申し上げたのですが、委託先、さらに再委託先がたくさんあると、どうしても漏えい等のリスクは高まってしまうということで、その辺の委託、再委託をするのであれば、そういうことが起こらないように十分チェック体制を強化する必要があるのではないかとということですが、収税課の関係では特に再委託はないということですか。
収 税 課 長	そのとおりです。
田 口 委 員	再委託はないにしても、委託先から漏れるようなことのないようにということは、十分今後も留意していただければと思います。
奥 富 主 査	補足ですけれども、先ほど課長の方から収税課に関する業務での再委託はありませんというお話でしたが、収税課に関する業務のみ別で再委託という形ではなくて、税系システムの保守委託の再委託の中には、収税課も含まれるということで理解していただければと思います。
田 口 委 員	そのチェックは基本的には資産税課で行うし、収税課に特に関係する業務であれば、収税課もチェックの中には関与していくということになりますか。
奥 富 主 査	収税課も、毎月の税系システムの保守定例会に参加しておりまして、その中で一緒に報告を受け、個人情報に関する報告につきましても、収税課の方でも確認をさせていただいております。
田 口 委 員	資産税課の方にも申し上げましたが、委託、再委託はある意味でやむを得ない業務上の理由によってなされるのですが、個人情報、特に特定個人情報が決して漏えいしたりすることのないように、チェック体制は十分講じていた

	だければと思います。 それからリスク対策、18ページですが、不正な提供が行われるリスクの関連で、「中間サーバー・ソフトウェアにおける措置」というのがありますが、その③、特に慎重な対応を求められる情報については、自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定情報が不正に提供されるリスクに対応していると書いてありますが、この「特に慎重な対応が求められる情報」というのは、収税関係ではどのようなものがあるのか。また、そういう情報については確認を経て、対応に当たっているということですが、特に慎重な対応が求められる情報のようなものが確認を経るにしても実際に提供されるようなことはあり得るのでしょうか。
収 税 課 長	まず不正に提供が行われるリスクの中の特に慎重な対応が求められる情報としては、DV、ドメスティックバイオレンスを含む支援措置対象者の情報が考えられます。 2点目ですけれども、自動応答不可フラグを設定された情報の照会依頼への対応は市民税課で行っているところです。支援措置対象者の住所等の情報照会が他の行政機関等からあった場合は、開示するかそれとも不開示とするかを審査し、場合によっては提供することもあるとのこと。
田 口 委 員	ドメスティックバイオレンスに対する支援措置の対象者に関する情報であれば、確かに特に慎重対応を求められる情報に該当すると思いますが、素人的にはそういうものが外部に提供されるということがあるのでしょうか。先ほどのお答えは、そういうことも場合によってはあり得るという趣旨だったのでしょうか。
収 税 課 長	自動では応答しておりませんので、個別に開示とするか不開示とするかということを検討して、場合によっては提供することがあるということでございます。
田 口 委 員	情報提供体制の中にそういう情報も入ってき得るということですが、そういう情報は間違っても外部に漏れてしまったりしては、個人の生活にとって大きなダメージになります。例えば警察への提供というのであれば、それは理解できますが、あり得るというのは、どういうケースでしょうか。支援対象者を警備する側に提供するとか、そういうことでしょうか。
奥 富 主 査	今回、こちらに記載している不正な提供が行われるリスクについては、情報提供ネットワークシステムの接続の中で不正な提供が行われるリスクに関し扱っており、市民税課が対応しているところです。確認したところ、支援措置対象者の情報によって各行政機関から照会が来た段階で、支援措置の内容として、情報提供できるとされていた場合は、提供するという形になっています。市民税課で対応しているものなので、こちらで具体的な例はお伝えするのは難しいですが、支援措置として住所等を公表しないという措置が取られているものに対して情報を送ってしまうということは基本的にないという認識です。提供が

	行われることもあるというところは、情報開示しても大丈夫と判断されたものについて、照会に答えるという形の連携をしていると聞いています。
田 口 委 員	整理いたしますと、そういうセンシティブな情報が自動応答で自動的に流れることはあり得ないと、ただ、情報提供ネットワークの中に入ってきた場合で、そういうものが提供対象になっていた場合には、人的にチェックを加えて確認をした上で、提供を行うことはあり得る。支援措置を行う機関にそういう情報が行くことはあるというように理解すればよろしいでしょうか。支援側で、いわば守る側で活用するというふうに理解すればよいでしょうか。 そういう特に注意を要する情報というのは、十分な上にも十分なチェックを加えて対応していく必要があると思いますので、その点に十分留意して、対応に当たっていただければと思います。 また、今日前半の資産税課にもお聞きしましたが、ディスク等を廃棄する際のリスク等については、物理的破壊で対応しているとのことで、その物理的破壊は、資産税課のご説明では、直轄でやっている、というご説明でしたが、この点は収税課でも同様でしょうか。
奥 富 主 査	システムのハードウェアについては、調達および廃棄については、資産税課と同様の対応をしております。物理的破壊については、委託を行わず、職員において職員2名以上の確認の下、ハードディスクのデータの抹消と破壊機での破壊を行っています。資産税課と同様の対応となっています。
田 口 委 員	物理的破壊と称して、実はそれが闇に流れていくというようなことはしばしば聞くものですから、その辺は厳格にしっかりとやっていただければと思います。 私からの質問は以上です。
議 長	他に何か。
長 田 委 員	固定資産税の納付滞納者の関係で市民課から個人の情報が入ってきて、それを見てそこに新たに滞納者のデータが入ってくるわけですね。それは最初に収税課で見るわけですね。滞納の関係は、順番が違いますか。
奥 富 主 査	滞納情報は収税課の方で確認します。
長 田 委 員	ここで見たことによって、これまた市民課のデータの方に載るのですか。
奥 富 主 査	市民課では見られません。
長 田 委 員	それは収税課だけですね。その収税課の情報はどこかに回るとすれば、データとして見られるとすると、どんな部署になるのですか。 部署というのはどういうふうに言ったらいいかわからないですが、個人情報結構重要なところなので、他の人に見られたくないと思いながら、ただ差し押さえと裁判の関係でてくるので、どういうふうに流れるのかなとちょっと思ったのですね。
奥 富 主 査	細かい市税の滞納の情報に関しては、見られない状態にはなっています

	が、まちづくりセンターの方では徴収も受付ける形になっていますので、その未納部分があるかどうかに関しては、まちづくりセンターでも確認できるようになっています。
長 田 委 員	未納ということで。
奥 富 主 査	未納金額があるということに関して、確認できるようになっております。
議 長	よろしいでしょうか。
田 口 委 員	一点補足、追加で、不正に複製されるリスクとか、そういうものがないようにということで最終的にはログの監視でやっているということですが、前半で資産税課の方から最終的にはログの監視は市民課の方で、包括的にチェックをしているというお話でしたが、収税課の方でログの確認・監視は、市民課の前段階として、どんなことをやっているのでしょうか。
収 税 課 長	ログのチェックにつきましては、市民課の方で行っているところでございまして、収税課におきましては、検索にあたりまして、まず所属長のシステム運用の事前承認というのを行っています。検索が終わった事後におきまして、検索対象者リストの整合性のチェックというのを所属長が行っています。
田 口 委 員	資産税課にも同じことを申し上げたのですが、そういう形で所属長なりのチェック体制が整っているということですが、こういう問題は、ややもすると形骸化して、大量のログの一行一行をチェックするわけにはいかないと思いますので、どうしても形骸化しやすい。そのところを可能な範囲でしっかりと監視ができるように、収税課としてもできる限りのことをやっていただきたい。最終的には市民課のシステムの中でやるにしても、収税課の守備範囲の問題については、できるだけ直接所管課の方でチェック、監視が行われるように、努力をしていただきたいということを申し上げておきます。
収 税 課 長	承知しました。
議 長	先ほども出ましたが、今回の問題の一つの原因となったことが漏えいですけれども、漏えいは職員間で共有されているという話ですけれども、実際委員の中でもあまり知らないということがあったりするのですが、これは全職員の中に確実に共有されているのでしょうか。
収 税 課 長	定期的に個人情報保護に関する研修、所属職員には受講させております。受講した職員がその研修の内容を課内に周知させて、全員で共有をしているところです。この個人情報保護の研修は、税3課共通ではございますけれども、いろんな種類の個人情報を取り扱っている部署です。 この点については、個人情報が漏えいしてしまったということで、これは非常に重大な事件でございまして、この辺につきましては、しっかりとそういうことが起きないように肝に銘じてしっかりとやるということについて所属の職員に指導しているところでございます。担当が、まず文書を作成しまして、それをリーダ

	一、管理職と二重三重の目でチェックいたしますので、そういった複数のチェックをすることによって、個人情報漏えいすることを防止しているものです。
議 長	他に無いようであれば、審議の結果、評価書の内容を認めたとした答申を出すということでよろしいでしょうか。
田 口 委 員	方針として、評価書の内容を認めることに異論はありませんが、議論の中でもありましたように、ここに書かれているような対応措置が仕組みとしてあるということ、それは結構なのですが、それがしっかりと守られて履行されていくということが何よりも大事であって、形骸化しないように常に問題意識を持って実施していくことにより、その実効性の確保をしっかりと進めていただきたいということは、注文として答申に書かせていただければと思います。
議 長	よろしいでしょうか。
委 員	(質問等なし)
議 長	答申書の作成については事務局案を作成していただき、各委員にて確認を行うこととしますが、事務局はそれでよろしいですか。
田 中 所 長	わかりました。
議 長	それでは、5分間の休憩をとります。 実施機関の職員は退席してください。なお、答申の内容は、後ほど事務局よりお伝えします
	(休憩)
議 長	それでは再開いたします。事務局は答申の案を読み上げてください。
田 中 所 長	先ほどの 97 号の答申と評価書名は違いますが、あとはほぼ同様の内容です。 諮問第 98 号答申、本件諮問の対象は、保護評価の区分の引き上げに伴う税収納・滞納整理事務に係る特定個人情報評価に関する全項目評価書の所沢市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検となります。 全項目評価者については、市民の特定個人情報保護の観点から、包括的かつ適切に評価がなされており、リスク対策の内容についても、物理的、人的、技術的の各方面から必要な対策が講じられていることから、概ね問題ありません。 ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、記載内容が十分に遵守され、確実に履行されることを求めます。特にログの監視などのリスク対策の徹底及び不正利用の防止に万全を期すよう求めます。 併せて、委託先に対し保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先における個人情報の取扱いを把握するよう求めます。 以上です。先ほどの質疑の中で、収税課は、再委託はしていないという話も

	あったのですが、他の税関係の事務では再委託しているということです、その点は資産税課事務に関する答申と区別しました。
議 長	委員の皆さんもそれでよろしいですか。
田 口 委 員	この収税課の事務のみでは再委託はないということですが、税関係の業務では再委託はあり得るという説明だったかと思います。この評価書の 8 ページでは税関係の事務では「再委託する」となっています。現に収税課のみでは再委託はないとしても、税関係全般の事務を委託された事業者が再委託することはあり得るというご説明だったかと思いますので、「併せて、」以下のところで、あえて再委託先と書かなくてもよいとは思いますが、「委託先等に対し、保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先等における個人情報の取扱いを把握するよう求めます」とか、少し範囲を広げておいたほうがよいのではないのでしょうか。
議 長	そういう方向で、いかがですか。
田 中 所 長	「併せて、委託先等に対し、保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先等における個人情報の取扱いを把握するよう求めます」という形に変更いたします。
議 長	それで次に進めてよろしいですか。
畠 中 委 員	中段の「全項目評価書については、」からの下りで、物理的、人的、技術的の各側面から、必要な対策に講じられていることから、」の表現よりも、「物理的、人的、技術的の各側面において、必要な対策が講じられていることから、」の方がすっきりすると思います。
守 谷 課 長	97号も直した方がよろしいですか。
畠 中 委 員	先程も気になりました。
田 口 委 員	「各側面において」の後の「、」は要らないと思います。
田 中 所 長	97号と98号ですが、皆さんの意見をいただきましたので、後日、電子メールにて皆様に修正部分をご確認いただければと思います。
議 長	委員の皆様はそれでよろしいですか。
委 員 一 同	(異議なし)
議 長	その他に何かありますか。特に無いようですので、議事(3)その他に移ります。事務局から説明をお願いします。
田 中 所 長	保護評価の引上げ(ランクアップ)に伴う第三者点検ですが、対象は4課5事務が対象です。本日は、2課2事務を点検していただきました。残りの2課3事務については、1月15日の審議会にて点検をお願いします。 次回の審議会における点検は、国民健康保険課及び市民課年金担当の事務が対象です。国民健康保険課は、賦課事務と給付・資格事務を一括議

	題として点検をお願いします。それぞれの事務ごとに評価書を作っておりますが、諮問は合わせて1件でいただいていること、また、基本的には連携する事務となりますので、答申は1件でよろしいかと存じます。あとは、市民課年金担当の事務ですが、国の年金事務所とは異なり国民年金の老齢年金、障害年金等がその範囲となっております。なお、厚生年金の扱いは年金事務所となります。 これらについて、それぞれの担当より諮問、説明を受けていただいて、質疑応答、答申という流れになります。初めて第三者点検をされる方にとっては、分かりにくいと思いますが、事務の専門用語の意味についての質疑であっても問題ありません。 また、特定個人情報保護評価といっても、今回の固定資産税賦課事務も税収納・滞納整理事務も、マイナンバーは基本的に事務では使っておらず、必要に応じて情報連携の際にマイナンバーは他の符号に置き換えて照会しますのでマイナンバー自体が漏えいするということはありません。その点については十分ご注意くださいのと、そもそも漏えいというわけではなくて、各行政機関との間で情報を連携するだけなので外部委託先などに漏れることはあり得ないということになります。委託の際は委託先の従業員がマイナンバーを扱うこともあるかと思うので、その取扱いについての確認が必要になります。 実際に事前の教育はどのように行っているか等の質問がありましたら電子メール等で会議の前日までに市政情報センターに送っていただければ、各担当課に質問を送付することはできますので、ご活用いただければと思います。
議 長	ただいまの説明について、委員の皆様からご質問はありますか。
長 田 委 員	今日の2つの事務の関係ではマイナンバーは使っていないのですか。
田 中 所 長	マイナンバーは、実際の事務においてほとんど使うことはないです。
長 田 委 員	本人確認で提出しているだけなのですか。
田 中 所 長	実際に事務で使っているのは、個人情報です。マイナンバーの利用は、あくまで情報連携の時に、しかも番号を符号に置き換えて行うということなので、通常の業務において、例えば申請書にマイナンバーを書くということはないです。
長 田 委 員	申請書に書くところはないですね。
田 中 所 長	基本的には通常の事務において、例えば各システムの画面上にマイナンバーが表示されることはありません。職員が別の操作をすることによってマイナンバーが表示されることがあります。それは市民課における情報提供ネットワークシステムにおいても同じことです。
長 田 委 員	個人情報は使うごとにその情報としてはどんどんインプットされていくのですよね。

田 中 所 長	インプットはしますが、画面にすべてを表示することはしないようにしております。先ほどの審議においても概要シートに記載のとおり、マイナンバーを扱える職員は限られております。収税課においても、マイナンバーを担当するのは数名の職員に限られております。それ以外の方は、マイナンバーを除く個人情報を利用して収納・滞納整理等の事務をすることになります。
議 長	その他に何かありますか。
委 員	(質問等なし)
議 長	説明があったこと以外でも結構ですが、いかがですか。 特に無いようですので、本日の審議を終了いたします。 以後の進行を事務局へお返しいたします。
守 谷 課 長	・会議の閉会を宣言

以上